

埼玉県福祉部こども安全課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員(電話相談員)を募集します。

1 職務内容

埼玉県が運営するこどもに関する電話相談窓口(愛称「子どもスマイルネット」)の電話相談の業務。

- ・ いじめや不登校、子育てなどこども本人や保護者等の様々な悩みに相談に応じる仕事をします。
- ・ 必要に応じ軽易な事務補助業務があります。

2 応募資格

(1)必要な経験等

- ・ スクールカウンセラーやこどもに関する福祉関係の相談員等の十分な経験を有するところが望ましい。
- ・ パソコンで簡単な文書作成、表入力のできること。

(2)必要な免許・資格

社会福祉士、保育士、公認心理師若しくはこれらに準ずる資格、又は小中高教諭・養護教諭の免許等

(3)年齢・性別・学歴は問いません。

(4)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

(5)地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

こどもに関する相談業務に係る経験、スキル及び意欲のある方を求めます。

4 採用予定者数

6人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

週3日程度(午前10時15分～午後6時30分、うち休憩時間:60分)

※ シフト制。月に4日程度、土日が勤務日に当たります。

(3)休日

・ 国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

・ シフト制による勤務日以外は休日

(4)休暇

年次休暇5日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:132,300～155,500円

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:報酬月額(期末手当・勤勉手当の基礎額)に支給月数及び在職期間等に応じた期間率を乗じて得た額

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県福祉部こども安全課分室内

所在地:〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県浦和合同庁舎別館2階

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかつたりする場合があります。

6 応募について

(1)応募は、令和8年1月30日(金曜日)【必着】までに下記担当宛てに、以下の書類を提出してください。

①履歴書(本募集要項 第1号様式、写真添付)

②身上書(本募集要項 第2号様式)

※ 各様式は埼玉県福祉部こども安全課のホームページからダウンロードしてください。

- ③応募理由書(800字程度、様式自由)
- (2)提出は、郵送又は持参となります。事前に電話連絡をしてください。
- (3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県浦和合同庁舎内の会場で令和8年2月17日(火曜日)～18日(水曜日)に実施することを予定しております。日時及び場所については、令和8年2月10日(火曜日)までに連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終合格

令和8年2月27日頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県浦和合同庁舎別館2階

担当: 福祉部こども安全課 児童権利擁護担当

電話: 048-834-8755

9 その他

こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)が令和8年12月25日に施行される予定です。

採用された場合、こども性暴力防止法に基づき性犯罪前科を確認する可能性があります。

詳細はこども家庭庁のホームページをご確認ください。

こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>